

令和５年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約締結実績の概要

令和６年７月
こども家庭庁

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第８条第１項の規定に基づき、令和５年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績を下記のとおり公表します。

記

環境配慮契約法及び平成３１年２月に変更閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」において、環境配慮契約の具体的な方法が定められている、電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ＥＳＣＯ事業）、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、建築物の維持管理に係る契約及び産業廃棄物処理に係る契約のうち、電気の調達に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約を締結しました。

<電気の調達に係る契約>

令和５年度に締結した電気供給契約は２件であり、２件共に環境に配慮する据切り方式（注）で入札、契約を締結しました。

（注）環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況をそれぞれ点数制で評価し、その合計が一定の得点以上であることを競争参加資格要件とするもの。